

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費  
に関する受領委任の取扱いについての大事なお知らせ

大事なお知らせですので必ずお読みください。

1 療養費の受領委任の取扱いの承諾通知書を大切に保管してください。

「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」（通知書）の記載内容の確認をお願いします。  
通知書に記載のある登録記号番号は、保険者へ療養費の請求をする際に必要な番号となります。

2 「受領委任の取扱規程」等についてお読みいただきご理解ください。

患者への保険施術、保険者への療養費請求及び申出事項の変更手続き等について、「受領委任の取扱規程」等に一定のルールを定めております。

「受領委任の取扱規程」等を必ずお読みいただき、規定されている事項を遵守していただきますようお願いします。

3 療養費の請求手続きについて、受領委任を取り扱う保険者を必ず確認してください。

受領委任に参加する保険者については、「受領委任の取扱規程」に基づき、厚生労働省のウェブページに掲載することとしていますので、必ず確認し、保険者へ療養費の請求をお願いします。

また、受領委任の取扱いの掲示が無い保険者（受領委任に参加を希望していない保険者）については、保険者へ療養費の請求手続きの確認をお願いします。

なお、今後、厚生労働省のウェブページにおいて受領委任を取り扱う保険者については更新して行く予定としておりますので必ずご確認ください。

参考 東北厚生局のウェブページにおいて受領委任取扱施術所（施術管理者）一覧を掲示します。

受領委任を取り扱う施術所（施術管理者）については、「受領委任の取扱規程」に基づき、東北厚生局のウェブページに掲載<sup>\*</sup>をしています。DV やストーカー行為等で掲示に支障がある場合につきましては、東北厚生局各県事務所（宮城県は指導監査課）へご連絡をお願いします。

※【ウェブページ掲示項目】

施術所名・出張専門であるか否か・所在地（住所）・電話番号・施術種類  
施術管理者名・登録記号番号・承諾年月日（はり・きゅう・あん摩別）

※ 申出時に提出された書類に記載された内容を掲示します。